

平成 28 年第 13 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第13回教育委員会会議

1 日 時 平成28年6月14日（火） 13時30分～15時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
教育政策担当係長	野 切	卓
教育政策担当係長	堀 川	信 乃
教育政策担当係員	大 脇	章 広
学校施設担当部長	本 居	文 男
学校施設課長	永 本	宏
計画係員	上 野	京
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学事係長	穴 田	卓 也
学事係員	藤 田	慎一朗
学事係員	福 田	憲 司
高等学校プロジェクト担当係長	小 林	英 輔
教育課程担当課長	長谷川	正 人
中等教育学校担当係長	廣 川	雅 之
児童生徒担当部長	和 田	悦 明
児童生徒担当課長	喜多山	篤
児童生徒担当係長	桑 原	俊 二
児童生徒担当係長	佐 野	恭 敏
学校相談支援担当係長	高屋敷	優
幼児教育センター担当課長	出 葉	充
幼児教育相談担当係長	坪 井	康 彦
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼

4 傍聴者 10名

5 議 題

議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者選考方法について

議案第2号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

議案第3号 平成28年度札幌市奨学生（補充及び継続採用者）の選定について

議案第4号 札幌市幼児アセスメント委員の委嘱について

議案第5号 札幌市情報公開・個人情報保護審査会の答申に係る裁決案について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第13回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日は、池田光司委員と佐藤淳委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第3号は奨学生の選定に関する事項、議案第4号は附属機関の委員の任免に関する事項、第5号は審査請求に関する事項であります。

教育委員会会議規則第14条第1項第1号、第3号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号から第5号までは公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者選考方法について

○長岡教育長 議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針の改正についてご説明いたします。

資料1は、これまでの基本方針、資料2から資料5までは、それぞれの改正案、資料6はそれらの新旧対照表となります。

まず、資料の中身に入る前に若干ご説明させていただきます。

市立札幌開成中等教育学校の入学者選考につきましては、教育委員会会議において、入学者決定に関する基本方針を決定し、それに基づき入学者選考を実施しております。

昨年度の入学者決定に関する基本方針をご審議いただいた際、一定以上の適性を有すると認めた受検者を募集人員内に絞り込む方法について、受検生の心理的負担に配慮する観点から、抽選によらない方法も含めて複数の案をご検討いただきましたが、1度の入学者選考結果の分析だけでは十分な検証ができないとの結論に達し、抽選方法のみの改善にとどめ、今回の教育委員会会議までの間に、入学後の生徒の学習状況や2度目の入学者選考結果の分析などの検証を進めることとしたところです。

資料7をご覧ください。教育委員会事務局では、複数の大学関係者や開成中等教育学校長などから成るワーキング会議を設けて、具体的な検証を行ってまいりました。その結果、特に入学者選考資料の改善、男女別の募集人員に対応した選考方法、一定以上の適性を有する受検者を募集人員内に絞り込む方法の三つの論点をまとめ、それぞれ具体的な改善案を示すに至りました。従いまして、本日ご審議いただく改正案は、これらの検証結果を反映させる形で、四つの案に整理して提案させていただいております。

本日は、まず、これまでの検証結果とそこから導き出された三つの論点につきまして、少しお時間をいただきますが、具体的に説明をさせていただき、その後、それぞれの基本方針の改正案の要点につきましてご説明させていただきたいと考えております。

それでは、資料8をご覧ください。まず、昨年教育委員会会議でも確認されております検討の前提についてですが、資料の一番上にありますように、小学校6年生を対象とする入学者選考においては、1点刻みによる選考は好ましくなく、一定以上の適性を有する者を同等とみなすことや、多様な適性を有する人材を確保しつつ、受験競争の低年齢化に配慮しながら、同等とみなした者を定員内に絞り込む場合の客観性を担保することなどがあります。

次に、検証結果から導き出された三つの論点について、順に説明させていただきます。

まず、論点1ですが、開成中等教育学校で育てたい生徒像を踏まえて、入学時点でどのような適性を有しているのが望ましいかという視点に立ち返り、現行の各選考資料がそのままでよいのかということを検証しました。児童の状況調書等と適性検査Ⅰについては、現行の観点に照らして入学後の生徒の学習適応の状況を見ると、例えば、入学後の成績が上位の集団の中に児童の状況調書等の成績上位の者が多く含まれているなど、ある程度の相関が見られることや、総じて、学齢相当の思考力、判断力が身につけている生徒が高い適応性を示していることなどから、受検者の適性をはかることができていると見られます。

その一方で、開成中等教育学校で実際に行われている課題探究的な学習で求められる、自分で問いを立てることや、一定量以上のレポートをしっかりと書くことを苦手としている生徒が見られたり、話し合いや発表など集団コミュニケーション能力を求められる活動を苦手としている生徒などの状況が学校長から報告されております。

そこで、適性検査Ⅱと個人面接については、問いを立てる力やしっかりと書く力、集団コミュニケーション能力や課題探究的な学習への対応力について、今まで以上にしっかりと見ることができる選考資料が必要ではないかとの意見が出てまいりました。

そこで、まず、適性検査Ⅱにおいては、設問内容の変更を、個人面接については授業形式によるグループ活動に選考方法そのものを変更すべきとの議論になりました。

具体的な改善のイメージにつきましては、資料9をご覧ください。最初の2枚は、この1月に実際に出題した適性検査Ⅱの大問2を取り上げておりますが、この問題では、答えそのものが問題文の中にあたり、文章を書く時の順序や約束事を決めたりなど、答えを導き出す手法を示した上で回答する方法となっておりますが、問いを立てる力やしっかりと書く力をよりはかるためには、3枚目の改善例にありますように、網棚のある電車と、ない電車というように、出題者側から課題を提示するのではなく、受検者自身が与えられた問題から主体的に課題となりそうな事柄に気づいて、それに対する理由を含めて、しっかりと書いて表現するなどの設問内容に変更することなどが考えられます。

次に、4枚目をご覧ください。授業形式によるグループ活動については、開成中等教育学校が開校して1年余りが経過し、先生方の中に課題探究的な学習において求められる集団コミュニケーション能力や対応力を観察するためのノウハウが蓄積されてきております。この改善イメージにあるように、実際に開成中等教育学校で行われている授業形式に近い実施方法を取り、資料にはあり

ませんが、例えば、ある子どもが率先して朝のごみ拾い運動を呼びかけて、その子どもが実際に登校しようとしたところ、途中で道に迷っているお年寄りに出会い、友達との約束を守るため、そのまま見過ごすのか、お年寄りを目的地に案内し約束の時間に遅れるのかで思い悩むなどといった正解のない課題に対して、主にグループ内での話し合いの場面や発表の場面を設定し、複数の検査官が評価するといった方法をとることにより、検査の目的であるグループ学習への対応力を見ることができます。

昨年度までは、開成中等教育学校で実際の授業をしていなかったことから、この方法はできませんでしたが、1年以上の授業の経験から実施可能となったものであります。

また、今回変更する適性検査Ⅱとグループ活動の内容は、小学校での学びのほか、家庭でも育むことのできる力を見るものであり、今回の変更により、子どもの塾通いが増えるなど、受験競争の低年齢化に拍車をかけるようなものではないと考えております。

次に、資料8に戻りまして、論点2の説明に入らせていただきます。一定の適性をどのように設定するかについての検証からは、その年によって問題の難易度や正解率などが変わることから、今までと同様、学校において全ての検査資料を総合的に評価し、入学予定者数を一定程度上回る数の入学候補者を、適性を有する者として決定することが望ましいと考える一方で、男女別の範囲決定については、募集人員を男女別に定めていることや、小学校6年生段階での男女間の発達特性を踏まえると、1次検査の段階から男女別に選考すべきと考えるに至りました。

次に、1枚めくりまして、論点3の多様な適性を有する人材を確保しつつ、一定以上の適性を有する者を定員内に絞り込む方法についての説明に入りたいと思います。

現行の方法では、客観性を担保する方法として抽選による選考を実施しているところですが、多様性の観点から抽選という偶然性に左右される可能性があることに加え、受検生の心理的負担が完全に解消されないことなどの課題が見られることから、仮に、抽選によらない場合にどのような方法が考えられるのか時間をかけて検証を行いました。その結果、入学後の学習状況との相関が最も見られ、基本方針に示す「自ら学ぶことへの興味・関心」「学齢相当の思考力・判断力・表現力」「学校生活に対する適性」のいずれの観点とも関わりがある児童の状況調書等と、入学時点で必要と考えるそれぞれの観点を見ているほかの三つの選考資料をそれぞれ組み合わせ、三つの観点を読み取ることで、抽選によらなくとも、多様性を確保しつつ客観性を担保することができるのではないかと議論になりました。さらに、バランスのとれている受検生も重視す

る観点から、四つの選考資料を総合的に評価する観点も四つ目の観点として設定するべきではないかとの意見も出されました。

これらの意見等を整理したものが、資料にあります案1から案3の三つで、これに、論点1、論点2で示された変更を加えたうえで、現行の抽選を残す場合を案4として、四つの案に整理いたしました。

各案の具体的な選考イメージにつきましては、資料10をご覧ください。1枚目の案1は一定以上の適性を有する者を対象に、児童の状況調書等と適性検査Ⅰ、児童の状況調書等と適性検査Ⅱ、児童の状況調書等とグループ活動の三つの観点を設定して、それぞれ男女別に募集人員の3分の1程度を選考しようとするものです。

1枚おめくりいただきまして、案2は、一定以上の適性を有する者を対象に、四つの検査資料を総合的に評価し、その評価の高い順から募集人員に達するまで選考しようとするものです。

さらに、1枚めくって、案3は、案1の三つの観点到案2の観点到四つ目の観点として加え、それぞれの観点を同等とみなして、募集人員の4分の1程度ずつ選考しようとするもので、多様な適性の中に、特定の観点到秀でた者に加えて、バランス力のある者も加えることが望ましいとの考え方に基づくものであります。

もう1枚おめくりいただきまして、案4は、今年度と同様の抽選により選考しようとするものです。

資料11は、以上の四つの案を比較した表で、これを見ると、案1または案3が検討の前提を満たした上で、受検生の心理的負担に配慮した案であると考えられます。以上が、検証結果についての説明です。

そこで、議案の説明に入らせていただきます。資料1にお戻りください。資料1は現行の基本方針、資料2から資料5は、先ほど説明いたしました案1から案4にそれぞれ対応した基本方針案であります。これら四つの案に共通して、昨年度から変更を加えておりますのは、1次検査の段階から男女別の選考としている点、2次検査を個人面接ではなくグループ活動としている点の2点になります。

入学予定者の決定については、四つの案とも異なっておりまして、それぞれ先ほどご説明した案1から案4に対応した書きぶりとなっております。

最終的には、これらの各案の中から平成29年度の入学者選考に関する基本方針を決定していただきたいと考えております。

なお、本議案につきましては、十分な審議をお願いする観点から、場合によっては6月28日に引き続きご審議いただくことも可能です。

最後に、一番後ろの資料12をご覧ください。基本方針決定後に定める実施要

項に記載予定の選考日程についてご報告します。平成29年度の日程は資料のとおり予定しており、いずれの案の場合におきましても、この日程により平成29年度の入学者選考を実施する予定です。

なお、案4により抽選を継続する場合は、入学予定者を決定する平成29年2月4日に抽選もあわせて実施することになります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○池田（官）委員 資料8の論点1に関して、これまで行った検査では、その結果、入学した生徒たちの中に、レポートの課題提出に苦慮される方がいたので、しっかり書くことができる力を見る必要があるということだと思いますが、しっかり書くことができる力というのは、具体的にはどのようなことが求められて、どのようなことを見ていくのか、もう少し説明を加えていただけますでしょうか。

○中学教育学校担当係長 学校で子どもたちが戸惑っているのは、まだ中学校1年生段階ですから、まずは決められた分量をきちんと文字で埋めていくということです。ただ、そのときに、感想文にならないように、与えられた課題に対して、調べて事実として書くことと、自分の意見を書くということが求められています。

そのような分量に応じてまとめていくといった点で戸惑っている子どもが見られるということでしたので、そのあたりをもう少し検査で見られるのではないかとということでした。

○池田（官）委員 わかりました。そうすると、書くスピードといいますか、分量をある程度書ける力ということも含まれるのでしょうか。

○山中委員 今、戸惑っている子が見られるという表現がありましたが、適性検査Ⅱの問いを立てる力、しっかり書くことができる力のほかにも、個人面接で課題になっている集団コミュニケーション能力や課題探求的な学習への対応力ということを考慮し、中等教育学校の2年間の経験の中で、適性検査Ⅱあるいは個人面接の両方の問題点を意識し、戸惑っているような子どもたちがそれぞれ見られるということなのではないでしょうか。

○教育推進課長 はい。

○山中委員 そうだとすると、それが一体どの程度いるのか。1名、2名であれば、試験方法全体を変えるまでの必要はないのではないかという議論にもなりかねないので、どの程度いるのか教えていただきたいと思います。

○教育推進課長 はっきりとした数を申し上げるわけにはいきませんが、1名、2名ということではありません。今、書く力のお話が出ましたけれども、書く力の部分で苦慮しているという子どもが大体10名程度、それ以外に、今回、個人面接から集団コミュニケーション能力を見るといったように変更しましたが、やはり、5、6名のグループで討議をしていく中で、どうしても発言が弱い子が出てきます。これも、10名から20名ほど苦しんでいる子がおりますので、ごく本当に一部ということではありません。やはり一定程度の力を見てはきたのですが、そのような点を苦手とし、その苦手を1年間かけて克服するまでに苦戦している子が相当数いるということです。

○山中委員 そのときに、抽選との絡みで考えた場合、この2年ほどの間で行った選抜方法のもとで、上位にランクされるという表現が適切かは別として、そういう人と下位にランクされるような子どもとの関係ですね。

今、お話がありました戸惑っている子どもたちについて、抽選は別として、この2回で行った選抜方法でのランクづけでいった場合、どのような位置づけになるのか教えていただけますでしょうか。

○教育推進課長 これは、一概に言えない部分があることを前提として言わせてください。

まず、入学試験が終わって1年間以上が経過している子どもたちで、その間の育ち具合によって差異が出るため、必ずしもこうだという話ではないですけれども、一般的なものとしてお話をさせていただきます。

小学校の5、6年生のときの資料、これが児童の状況調書等になりますが、基本的に、成績が良かった子は、適応性が非常に高い状況になっております。

逆の言い方をしますと、現在、書く力、集団コミュニケーション能力の部分を若干苦手としている子は、小学校5、6年生のときの学習状況がやや低い子が多いという状況です。

それから、書く力が弱い子についても、適性検査Ⅱ、もしくは、個人面接等について、入学時の成績等の相関を見せていただきますと、上位の子から見ると少し点数が低いという関係が見られます。

ただ、現在の適性検査Ⅱなり個人面接の点数が若干低いと今申し上げましたけれども、適性検査Ⅱ、個人面接が非常に高い子も、下位にいるのも散見されますので、適性検査Ⅱ、個人面接がしっかりとそのような能力を見ることができていたのかどうかについて、今回の見直しの中で、もっとしっかり見ることができる形の設定の仕方に直したというのが今回の改正の内容になります。

○阿部委員 私も同じく資料8のところですが、個人面接の部分で二つ質問があります。

一つ目は、個人面接の部分の検証結果の2行目に「話し合いや発表を苦手とする生徒がおり」と書かれています。これは、現在の学習状況から判断したということですが、どのような状況からそういった判断をされたのかが一つ目の質問です。

もう一つは、今後、どのように内容を変更するかということで、今まで個人面接で行っていた部分を授業形式によるグループ活動に変更するという点の具体的なイメージを先ほどご説明していただきましたが、面接というと、大人でも緊張する中で、それが個人からグループ活動になり、知らないお子さんたちと授業形式でやるとなったときに、12歳のお子さんがイメージどおりに実施ができるかどうかは疑問です。あくまでも、これまでグループ活動が実施されていないので、実施方法は、現在抱くことができるイメージということは承知していますが、この進め方で実際に評価できるのか少しお話しいただければと思います。

○中学教育学校担当係長 前半のどのような状況によって判断したかについて回答します。実際に、開成中等教育学校の学習の中では、色々な話し合いをするような場面が多くあります。先生方からは、なかなか話し合いに入っていけず、発言がほとんどないという子どもたちもいるのですが、それ以外に、自分の意見は非常によく主張する一方で、ほかの子どもたちの意見を聞いて取り入れていくことができない子どもたちもいると聞いております。そのようなところで、結果的にグループ活動の狙いである学習効果が高まっていかず、先生方がサポートをしていくような場面から出てきた課題と聞いております。

○教育推進課長 続いて、授業形式によるグループ活動についてです。まず、資料を振り返らせていただきます。

資料10の1枚手前、授業形式によるグループ活動の実施方法（イメージ）をご覧ください。

実際にグループ活動を行う際に、まず（1）を説明させていただきますが、

実際の授業を想定して、50分の検査を行います。1つのグループは、4人構成にしたいと思っています。

(3)の評価の方法の欄になりますが、実際にこの4人のグループでどう検査を進めるかという点です。

まず、一つの教室に検査官が4人入ります。このうち1人は授業をする教師役になり、残りの3人が検査を評価する評価官になります。

先ほどのご説明のとおり、知らない子ども同士が4人集まって、それでは話してくださいと伝えても、発言を促すような役目の人がいるとは限らないと思います。この場合は、教師役なりが発言を促すという形が考えられます。あるいは、発言が得意な子どもたちがある1つのグループに偏った場合について、全く発言していないような子に対しては、君はどう思っているのといったように、発言を促す形で、一定程度の評価等は行うことができると思っています。

ただ、大きな話になりますが、このグループ活動が検査の全てというわけではありません。小学校6年生段階ですので、挙手をして、皆さんの前で自分の意見を発表するのが得意な子もいれば、先ほどの適性検査Ⅱのように、書くのは得意なのだけけれども、発表するのは苦手だという子もいると思います。

これを是正するため、それぞれ得意分野を評価できるように、よりグループ活動が得意な子、適性検査Ⅱにおける書くのが得意な子、別々の視点で合格者を選ぶことができるといった形にしております。

○阿部委員 この資料を見ると、イメージは想像できますが、例えば、たまたま同じグループになった4人のお子さんのうちの1人に積極的に発言する子がいた場合、うまいファシリテーターが必要と思われれます。そこで、果たしてその役割ができるのかすごく気になります。

平均しているお子さんが4人、同じグループになった場合、先生からの質問の仕方で皆さん能力を発揮できると思うのですが、グループの中に1人でも、すごく積極的に発言する方がいたときに、能力が発揮できるかが疑問です。私も、このようなグループ討議の司会をやるのですが、そのときに一番困るのは、残りの方に話を振ろうと思っても、すごく積極的に発言する方がいたとき、その方に場が引っ張られる傾向があるということです。そのようなことがあると、積極的に発言しない子が不利になってしまう心配があります。うまく機能するのが理想だと思うのですが、その点が少し心配です。

○学校教育部長 そのご心配は当然あると思います。授業形式のグループ活動の実施方法の中の(2)の進め方ですが、いきなり発言してくださいと伝えた場合、子供たちが発言することはなかなか難しいと思います。ところが、この中

で、最初に一人一人が考え、自分の考えを紙にまとめる時間があるって、なおかつ、エに記載の「話し合いを受けてどのように自分の考え方が変わったか」ということも書き、オに記載されているような、それを発表する時間があるといった点で、その子がどのように考えて、コミュニケーションを通してどのように考え方が変わっていったのか、そういうことを見ることは、一人一人に対して一定程度の保証ができていくということです。

ただ、グループの中での話し合いもあるので、その積極性や他人の意見の受け入れ方の様子なども加えて見る形になると思います。

○阿部委員 わかりました。

○池田（官）委員 続いて、グループ活動と個人面接の比較という観点からお伺いします。

グループ活動については、まだ実施していないので、検証はなかなか難しいと思います。個人面接については、実施された検査での成績と、ほかの状況調書、適性検査Ⅰ、Ⅱなどとの相関や、入学されてからの成績、あるいは伸び率との関係というのはどのような検証結果になっているのでしょうか。つまり、個人面接では、どんなことを評価していたと考えられるのでしょうか。

○教育推進課長 個人面接の主な項目に関してですが、まず、学習に対する意欲、開成中等教育学校への入学の希望の動機、今後、自分の進みたい方向性、それぞれについての質問を行っていたところでもあります。

ただ、入学後の学習状況と比較検討させていただきましたが、現在の開成中等教育学校の教育内容と個人面接について相関関係があまりなかったというのが実際のところですね。個人面接そのものが悪かったというより、開成中等教育学校の授業形態は、個人面接によって評価することが少し難しかったと思います。

○山中委員 これは予測の話しかできないと思いますが、新しい試験方法にした場合、設問内容を変更したり、グループ活動の形にした場合、それによって、どのようになると考えていますか。他都市で、同じような試験を行って、その前に個人面接や今札幌市で行っているような検査方法を選んでいて、新しい検査方法で選んだ際の比較、検証なんてほとんど不可能ではないかと思うけれども、そのような検証事例はありますか。

逆に言うと、今回、試験方法を変えることによって、今考えている課題発見力やしっかり書く能力を見られるとか、コミュニケーション能力をそれなりに

確認できるという根拠がどうなのか、確証を持ってないのです。

○**教育推進課長** 今回の適性検査Ⅱと個人面接を改め、グループ活動と変えた部分に関しては、現在、1年と少々、開成中等教育学校の先生方が授業を行った中で、学校の教育に適した子、なかなか難しい子がいるといった経験が積み重ねられました。

その中で、先ほど池田官司委員からも個人面接との相関関係というお話がありました。個人面接に関しては、先ほど申しあげましたとおり、開成中等教育学校においては相関関係が余り見られませんでしたので、より相関関係があるものということでグループ活動を取り入れました。

確かに、検証はそれから先です。それぞれ見ようとしている観点が違いますので、個人面接とグループ活動との比較検討ということにはなかなかありません。また、ほかのところでも、小・中学校段階でこのような試験方法を取り入れているところは、まずないと思いますので、比較もなかなか難しいかと思えます。

それから、適性検査Ⅱの書く力については、もともと書く力もきちんと見ておりましたので、今回はそれを補強するような改正になります。

○**池田（官）委員** 少し話が変わるのですが、抽選の影響についてです。現行の選考方法では抽選が導入されていましたが、抽選によって、開成中等学校の教育になじみにくい方が入学されていたといった意味での抽選の評価はありますでしょうか。それとも、そのようなことはないかと理解してよろしいでしょうか。

○**教育推進課長** 先ほどから、この1年の間でいろいろ検証し、開成中等の教育内容に若干苦勞をしているという子どもがいると確かに申しあげましたが、これは、あくまでも結果論です。

もし、それを見るのであれば、一定以上の適性を有する者の考え方ということになります。この一定程度の適性を有する者の考え方がどうなのかということにはなりますが、ここの部分に関しては、育てたい力と入学時に必要な力、これが別だと考えております。つまり、ある程度苦手な部分があったとしても、開成中等教育学校の6年間で学校として育てていくというのが目標です。

したがって、今、苦手な子どもがいたとしても、それを育てるのが開成中等教育学校だと考えておりますので、抽選によって、そのような子が入ってきたということではないということです。

○池田（官）委員 やはり、一定以上の力を有している方ということは、きちんと伝わっていただろうという評価ということですね。

○教育推進課長 部分的に苦手であるということは、全てにおいて劣っているということではないということです。それを補完しながら、友達同士で切磋琢磨しながら、それぞれ6年間をかけて伸ばしていくのが開成中等育学校の6年間の役割だと思います。

○池田（官）委員 そうすると、今回の変更については、そういうことではなくて、多様性のある生徒さんたちを選考していきたいということが主眼という理解でよろしいですね。

○教育推進課長 語弊があるかもしれませんが、多様性を確保しつつ、より開成中等教育学校の教育内容に早くなじめる子をできるだけとりたいということです。逆に言うと、開成中等教育学校の教育ではないほうがよい子、つまり、言い方は悪いですが、学校の先生が教えた授業で、与えられた時間の中で処理をしていくというほうが適しているような子に関しては、開成中等教育学校ではなく、ほかの学校のほうが望ましいというか、入学して苦勞するよりは一般の学校のほうがよいですよといったような判断をバランスよく見ていきたいということです。

○長岡教育長 今回の改善点は、現行と、観点で大きく2点ありましたけれども、そういったものを入れて、開成中等教育学校の目指すところにより近い子どもを選考したいということですね。今まではそういった方法がなかったので、多様性の中で抽選を行ってきましたが、今説明があったような観点別にそういう子どもたちをより精度を高く見極めることができるというのが今回の改善のポイントですね。

そこで、案1は、それぞれの観点ごとに秀でた者を3分の1ずつ選考しましょうということですね。案2は、トータルで秀でた者を上から順番に選考しましょうということですね。案3は、4分の1で、それぞれの観点ごとの上位とトータルでバランスよく見ていきましょうという考え方ですね。

○教育推進課長 そうです。

○長岡教育長 もう一つ確認ですが、この案4の抽選により選考というのは、今までと同じと考えてよいのですか。

○**教育推進課長** 適性検査Ⅱやグループ活動の部分の改正はありますが、最終的な決定は抽選ということに変わりはないというイメージです。

○**長岡教育長** その案1と案3の違いというのは、今年1年間の状況から見てどうなのかということはコメントできますか。

○**教育推進課長** 今回、観点別にとるという考えを新たに示させていただきましたが、正直に申し上げて、観点別に選考したときに、学習状況がどのようになるのかということは検証できていない状況です。ただ、この1年間の子どもたちの状況を見る上で、この観点で選考することが望ましいと考えられるという意見です。

○**山中委員** 検証期間として2年で十分と言えるのかという問題があります。そこはどうお考えになりますか。

○**教育推進課長** 確かに、検証期間としては、3年ないし4年という形で長くかければかけるほど、正確な数字はとれてくると思います。ただ、現状を考えると、抽選を続ける限り、苦手としている子がいるという状況も続くことが考えられます。

したがって、確かに検証期間が1年、そして、試験としては2回ではありますが、私どもとして、より適した、抽選に代わる方法として、多様性を確保しつつ、開成中等教育学校の教育になじみやすい子をできるだけ早く選考したいという気持ちがあります。

それから、検証について2年という形で申し上げましたけれども、今回、仮に抽選をやめて、案1なり案2なり案3なりになったとしても、そこでも検証はどんどん進めていく必要があると思います。

例えば、案1の例で言いますと、観点A、B、Cそれぞれ3分の1ずつという形をとっております。ただ、これは本当に3分の1ずつが一番適当なのかどうかは、まだまだ検証していかなければいけないと思いますので、抽選によらない場合を選んだとしても、検証は引き続き行っていく必要はあります。

○**山中委員** 男女別との関係ですが、今の論点2で書いてある、男女別の範囲決定ということについて、今の考え方は、最初から男女ごとに同数の枠でやっていくわけですね。これは、先ほど発達段階ということを言われましたけれども、実際に選抜方法による結果のうえで、かなり差が出ているのですか。

○**教育推進課長** 前回は、男子、女子それぞれ同じ点数以上の者を一定程度の適性を有する者という形で選考しましたが、昨年度、その結果、男子が、80人の定員に対して82人でした。それに対し、女子は80人の定員に対して132人ということで差が生じました。

第1回目は、それほど差はなかったのですが、同じ点数で切った場合には男子のほうが少ない状況でした。問題のつくりで、男子が得意な問題、女子が得意な問題も若干あるかもしれませんが、書く力は女子のほうが非常に高いのかなと思います。

○**山中委員** そういうことを踏まえながらも、なお男女数は同数がよいというのは、教育的な配慮なのでしょうか。

○**教育課程担当課長** 義務教育段階の中等教育学校ですと、小学5・6年生の女子は、体の発達が男子よりも早いです。背も大きいですし、字も上手だったり、発達が先に出ていると思います。ただ、これが中学校に入って、高校に進学していくところで身長も男子が追い越したりするなど、発達の段階は途中で変わってまいります。中等教育学校としては、男子と女子お互いの人権などを感じながら成長していく、そういったことを教育の中に取り入れていきたいということで開学しておりますので、男女は同数がよいのではないかと考えております。

○**山中委員** 受験者数の上でも男女比で大きな違いがあるのですか。

○**中学教育学校担当係長** 出願者の段階では、多少の開きはありますが、昨年も今年も男子のほうがやや多い数の出願がありましたので、それが幾つかの選考検査を経ていく中で数字が逆転していくというのが1点あると思います。

○**山中委員** これは、札幌だけの傾向ではなく、ほかの公立の中等教育学校にも見られるような傾向なのでしょうか。

○**中学教育学校担当係長** 開校準備の段階で幾つかの中高一貫校に話をさせていただきましたが、やはり、おそらく発達段階なのだろうということで、男女比を設けなければ、女子の入学者が6割、7割に迫ってくるようなこともあり得るという話がありました。これは、札幌だけの特徴ではないと思います。

○**池田（官）委員** 募集人員の2倍以上の出願者があった場合に、全員に対し

てグループ活動が行われるわけではないですね。グループ活動まで2次検査の位置づけなので、適性検査の成績が比較的奮わなくて、グループ活動が物すごく飛び抜けてよいという非常に特徴を持った子どもが2次検査を受けられなくなる可能性はないのか、そこをどう考えたらよいのかということです。

○**教育推進課長** 理論的に、そのようなことは起こり得るのは仕方がないと思います。今おっしゃったとおり、検査官の数、時間等の物理的な部分を考えると、面接、集団活動を行うのは、定員の2倍程度までということで、それ以上は難しいということがあります。

考え方として、基本的には、適性検査ⅠとⅡは、当日の筆記試験でありますので、ここは、当日の体調などによって多少のばらつきが出るのはしょうがないのだらうと思います。ただ、その中に、小学校5・6年生の成績を見ておりますので、日々努力されている方については、一定程度通過をするのだらうということでご判断いただければと思います。

○**阿部委員** 四つの案の中から最終的な結論を出さなくてはいけないときが来ると思うのですけれども、私たちも、先ほど教育長からも質問があったように、これで言うと、案1と案3と丸が羅列されているので、何かになると思うのですが、この決定的な違いは何なのか、三つから選ぶか、四つから選ぶかということが大きな違いですか。

○**教育推進課長** そうですね。特に案1と案3の違いは、最後の総合力の高い子をとるかどうかという違いになります。

○**阿部委員** 総合力が入る場合と入らない場合にどのような違いがあるのか教えていただけますでしょうか。

○**教育推進課長** これは、あくまでも、イメージでしかお話しできない部分があるのですが、案1の場合は、より個性の強い子、得意分野をある程度特定している子というのを選抜しやすいです。

案3は、それに総合力をプラスすることによって、仮に案3の例でいきますと、例えば4人1グループになったときに、集団コミュニケーション能力、つまり、発言力が強い子、書く力が強い子、それから、通常的基础学力、判断力、思考力が普通に備わっている子、それら三つを平均的にバランスよく持っている子という集団が構成できる形にはなろうかと思います。

案1は、3人グループであると、その一つ一つの観点が優れている子という

形にはなりません。例えば、集団コミュニケーション能力が4人グループになったときに、発言力が強い2人が出てくるという形にもなるかと思えます。それがよい、悪いということではありません。

○長岡教育長 ただ、案1の場合は、先ほど冒頭から話があったように、きっと苦戦する子が出てくる可能性は案3に比べて大きいと言えますよね。

○教育推進課長 一概に、そこまでは言えません。一定程度の部分についての学力というか、適応力は見た上でのとり方になりますので、そこに関しては、それほど差は生じないかと思えます。

○長岡教育長 しかし、案1は3分の1ずつとっていくのですね。

○教育推進課長 そうです。

○阿部委員 トータルすると、案3のほうがバランスがよいのかなと思えます。

○長岡教育長 バランスはとれるかもしれませんね。

○阿部委員 3分の1ずつとるよりも、4分の1ずつのほうが、バランスのよい結果になるのかなというのが私の印象です。

○教育推進課長 案1ですと、バランスがとれたというよりは、上から下にまで偏在していくような形が多いと思えます。案3のほうが、どうしても総合力が高い子を選考できる形になります。

○山中委員 受験の低年齢化を防ぐという観点から見たときに、先ほど、新しい選抜方法は家庭でもそういった力をつけられることができるというお話がありました。塾などに行って受験的な意味での力をつけるということもこの試験で可能なのですか。

○教育推進課長 確かに、対応は可能な部分も出てくると思えます。特に、今回直しました適性検査Ⅱを例に挙げてみようと思えますが、課題発見力については、先ほど家庭でも培うことができると申し上げました。一つ例を挙げますと、親子二人で札幌のまち、大通などを歩いているときに、看板の色は何色が多いか、どうして看板の大きさが色々なものがあるのか、どうして木はこの

種類が多いのかなど、お母さんなりお父さんなりと一緒に歩いている子どもに問いをかけることによって、着眼点が育つということによってできます。これを親がしないで学習塾がやったということであれば、当然、学習塾がやったことによって、そういう着眼点を持てたということによって伸びることにもなります。

書く力に関しては、何回も何回も書く練習をする、これは家庭でも当然できますけれども、学習塾に行ったときに、強制的にという言い方は失礼かもしれませんが、書く力を養うために何度も何度も訓練をするということによって、その力は伸びることになります。

これが仮に伸びたとしても、課題探求的な学習というのは、札幌市全体で、小学生なり中学生なりにできるだけ持ってほしいという願いを込めている内容でもあります。

したがって、開成中等教育学校のみならず、ほかの中学校に行ったときも、これら課題的な学習を身につけること、それから、書く力を身につけること、これは札幌市全体の教育の向上にもつながることになりますので、学習塾イコール開成中等教育学校にということではなく、札幌市全体を見たときに、学習塾がそのような教育内容をやっていただけるということは、逆に札幌市全体としてありがたいという見方もできるかと思えます。

○学校教育部長 一方で、小学校に総合的な学習の時間が入ってきて、自分で課題を見つけて、自分で報告するという学習も随分展開されてきております。

そのような小学校での学習状況は、状況調査等でもはかれますが、今回の適性検査ⅠとⅡ、それから、グループ活動の中でも、今までの学習の成果として、課題発見力とか自分でまとめて話をする、表現をするという力も見られるので、学習塾云々という想定は、現在しておりません。

○教育次長 つけ加えますと、学習指導要領で、小学校段階で示している基準をきちんと学習していれば、適性検査ⅠとⅡ、その他の力については十分培うことができます。したがって、特別な塾でトレーニング的な要素をしなければ、その力が培っていかないという形ではないということです。

先ほどの話のありました書く力も、学習指導要領上は、小学校6年生までの間で十分培われるようになっております。そういう観点から見ると、特別な準備をしなければならないという視点は除かれると考えます。

○長岡教育長 議案第1号につきましては、会議が始まってから1時間たっております。もう1時間、2時間議論をすれば、ある程度絞られるのかもしれませんが、開成中等教育学校の入学、受験方法については、昨年も相当重たい議

論をして、教育委員会会議で2回の議論をさせていただいております。

今回も、抽選をどうするのか、それに代わるさらによい方法があるのかという議論になっていますが、今日委員が2名欠席しておりますので、もっと議論を深める必要があると思っております。

非常に大きな課題でもありますので、慎重かつしっかりした深掘りをした考え方の整理が必要かと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

もう一度、今日、示された考え方をそれぞれで考えていただき、次回、できるだけまとめる方向で検討することとし、継続審議するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 次回の会議は28日ですね。28日までに、それぞれの委員で考え方を整理していただければと思いますし、今日の資料につきましては、欠席の2名の委員にも、議論の経過とともにしっかり伝えていただければと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号につきましては、次回の教育委員会会議において継続して審議することにしたいと存じます。

◎議案第2号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

○長岡教育長 5月17日に開催されました前回の会議で継続審議としておりました議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○児童生徒担当部長 議案第2号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の策定についてご説明させていただきます。

前回、5月17日の教育委員会会議に議案として付議いたしましたところ、継続審議となりましたことから、改めまして、ご審議をお願いしたいと思います。

前回もご説明させていただきましたが、本基本方針は、いじめの防止等に向けた、札幌市における取組の基本的な方針として策定するものであります。

加えまして、いじめ防止対策推進法に基づきまして、市内の学校が学校いじめ防止基本方針を策定する際に参酌するものであります。

本基本方針は、本年1月の教育委員会会議において案としてご承認をいただいたものですが、その後、市長副市長会議においてご承認をいただき、文教委員会を経まして、3月から4月にかけてパブリックコメントを行い、市民の皆様からご意見を募集いたしました。

今回は、前回同様の市民の皆様からのご意見を考慮した結果、別添の基本方針について、一部修正を加えたことから、議案として提出させていただくものであります。

前回の教育委員会会議において皆様から頂戴いたしましたご意見といたしまして、大きく2点ありました。

1点目は、本基本方針の策定に向けたパブリックコメント意見として寄せられた、18名から62件という数字をどのように捉えているのかということでありました。

資料1をご覧ください。

1のパブリックコメント意見の件数であります。表の上段は教育委員会の政策案をパブリックコメントにかけたものであります。下段のものは他の局の政策案となっております。

教育委員会では、4の札幌市教育振興基本計画、他の局では、1の子ども未来局の新さっぽろ子ども未来プランといった総合的な計画案に対しまして、多くの意見が提出されております。また、表の一番下にあります動物愛護に関する条例案は、広く市民の皆様にかかわる関心事から、多くの意見が提出されているものと考えております。

これらを除く他の政策案と、この度のいじめの基本方針案を比較いたしますと、本基本方針に対する意見提出数は妥当なところではないかなと考えております。

また、市民の皆様への周知や公開、閲覧の状況につきましては、表の下に記述しておりますが、総務局行政部が定めますパブリックコメントの手続に関する要綱に定められた場所で公開、閲覧していることから、ほかの政策案と同様の公開、閲覧を実施したものと考えております。

加えまして、次のページの資料2をご覧くださいと思います。

政令市のいじめ基本方針策定の際のパブリックコメント意見提出数を示しております。京都市は、キッズコメントを採用していることから、多くの提出数となっておりますが、パブリックコメントを実施したほかの政令市と比較をしますと、本市の基本方針に対する意見提出数が他都市と比較して極めて少なかったことはないものと捉えております。

次に、前回ご指摘をいただきました2点目は、別添の本書16ページの5の教育委員会と学校との連携に関わる部分であります。本書とあわせまして資料3をご覧くださいと思います。

意見の概要としては、本書では、軽微なものを除き文書で報告となっているため、軽微ないじめの例を示さなければ学校が報告をしないおそれがあるのではないかというものであります。

この意見に関し、前回お示しした本市の考え方に説明が不足している面があったと考えましたので、この部分は修正を行いました。矢印の下がその修正案となります。例えば、からかいであっても、児童生徒個々の受けとめ方が異なることから、軽微ないじめとはどのようなものなのかなどと考えます。例を挙げるなどして基準を示すことは困難であると考えております。

また、学校から教育委員会への報告につきましては、これまでも教育委員会は、各学校から軽微ないじめを含めて、全てのいじめについて、その内容及び件数の報告を受けておりますが、それに加えて、文書報告をするための具体例を、今回、学校に周知することといたしました。

その具体例を資料4に示しております。

丸印の1番目と2番目はいわゆる重大事態となっておりますが、これ以外に、いじめられた児童生徒が就学校の指定を変更する措置を検討するような場合や、いじめた児童生徒の出席停止を検討するような場合、保護者が学校の対応について不信感を抱いている場合として学校に周知する予定であります。

報告書の様式は資料5に示してございまして、今までも使っている非行・被害事故報告書というものであります。

以上が、前回、皆様から頂戴いたしましたご意見に対する回答並びに修正案となっております。

どうぞご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただいまの議案第2号の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

本文の16ページは、まだ直ってなくて、前回のままのものです。それをこの資料3の変更の部分に改めるという解釈でよろしいでしょうか。

○児童生徒担当部長 はい。本書を変えるのではなく、パブリックコメントに対する札幌市の考え方を変更するということです。

○池田（官）委員 パブリックコメントの数を提示していただき、ありがとうございました。

ほかの施策、ほかの政令指定都市を拝見しても、パブリックコメントを未実施というところもある中で、数としては少ないとは言えないということは、なるほど、そのとおりということに読み取れると思います。

しかし、絶対数としては、必ずしも多いとは言えないと思いますので、教育委員会のみのことではないかもしれませんが、もしかすると札幌市としてのパブリックコメントの意見募集の方法について、一層増やしていけるような努力といえますか、そういった方向で考えていかれるとよりよろしいと思います。

○児童生徒担当部長 ありがとうございます。参考にさせていただきながら、今後考えていきたいと思えます。

○阿部委員 今の池田（官）委員の意見と一緒にですが、ほかの政令指定都市でも、京都市では、キッズコメントを含むとなっております。この中からどのくらいキッズコメントがあったか、数字上、わからないですが、当事者となるお子さんにもコメントを求めているというところが、実際にはどのようにやっていくのか、そして、教育委員会も実際にはやってはいたけれども、子どもたちからの意見がなかなか聴取できなかったのか、そもそも子どもたちにはコメントを求めなかったのかということも併せて教えていただきたいと思えました。

○児童生徒担当部長 本書の内容が子どもたちにはなかなか難しいということが一つあります。それから、基本的には、各学校がいじめの基本防止方針を立てておりますので、各学校が子どもたちの意見を十分反映しているものと考えております。そういった面を含めると、今後、検討は必要かと思えますが、今回については、子どもたちからのコメントをとらなかったということもあります。

○山中委員 子どもたちのコメントはとらなかつたにしても、一般市民全体に呼びかけるといふこととは別に、学校を通して、保護者、PTAにコメントを出していただきたいといふことはなさっていないのでしょうか。

○児童生徒担当部長 札幌市PTA協議会を通して保護者に働きかけをしております。そのほかの方法は、特に行っておりませんでした。

○山中委員 札幌市PTA協議会を通すのが筋か、学校を通すのが筋か、その辺はわかりませんが、広くお知らせすることは大事でしょうから、札幌市PTA協議会だけではなくて、学校も通しながら、保護者などに働きかけていくといふことをやっていただいたほうがよいのかなと思います。

それから、もう一つ別の点についてです。資料4に書いてある具体的な文書で報告するケースといふか、こういう場合は文書で報告するといふことで書いてある内容を報告すると、とても軽微な内容のものとは思えない、ここに書いてあるようなことは、いずれもそれなりに重いケースかなといふ気がするのです。これは、文書で報告していただくのは当然の事案かなと感じるのです。

問題は、軽微かどうか、重大とは言えないまでも、軽微ではなくて、やっぱりこのくらいのことでも文書で報告しておくべきではないかといふ事例の例示はなかなか難しいことだと思うのですけれども、それをどう扱うのかといふところもきちんとしていかなければならないと思います。

それで、今回資料3で変更として書いてある中に、「具体例を学校に周知する予定です」の後に、「また、いじめについての報告や対応について、学校と教育委員会は緊密に連携し、適切なものとなるように努めます」と書いてあります。

それは、ある意味では学校が迷うような場合は相談してくださいといふようなことであろうかと思ひますし、そのような中で具体的なケースを見て、きちんと報告をしてもらうようにしていくのだといふことかと思ひますけれども、考え方としてはそういう理解でよろしいのでしょうか。

そういった理解でよいとしたら、運用の上での配慮を十分にさせていただきたいと思ひるので、確認しながら、質問をさせていただきます。

○児童生徒担当部長 今、委員ご指摘のとおり、その理解でよろしいかと思ひますが、委員会としては、このほかにも、一定程度の時間を学校にとりながら、いじめの実態を把握するような機会を設けたいと思ひていますし、簡単な内容を報告いただくようなものも考えてはおります。

さらに、今ご指摘のあったように、日ごろから学校と連携をとりながら、迷う場合、あるいは、いじめに近いような、これはいじめかどうかといふ迷ひも

含めまして、学校と連絡をとり合って判断をしていく、それは今までもしているところであります。そういった意味では、連携をとりながら、学校の実態を把握していく体制は整えていると認識しております。

○阿部委員 今、部長から、いじめについて学校と連携を取りながらといったお話を伺いしましたが、私の周りで起きていることは、もちろん学校の中でも起きていますし、子どもたちが放課後過ごす児童クラブや児童会館などでも起きていますし、子どもたちが学校から離れた各家庭に遊びに行った場所だったり、学習塾に行っている場合は、学習塾でもいじめは起きているという現状を、私はいろいろな保護者の方から聞いています。

そこで、学校と連携をとりながら運用をしていくのはもちろんだと思うのですが、その近隣の施設や、学校内だけでも別の管轄でやっている児童クラブとの連携もぜひ進めていただいて、これを私たち保護者にも、うまく、いじめとはどういうことなのかという基本的な方針を、パブリックコメントだけではなくて、どう認知させて、広げていくかということも必要だと思います。

また、子どもたちにも、この資料だけではなかなか通じないので、先ほどの京都市のように、お子さんにこの方針をどう伝えていくかということも大事だと思います。

家庭の中でも、普段からこのような会話をするのもシビアな問題で、子どももお母さんもしにくいし、それをどこに相談しに行ったらよいか皆さん迷っていると思いますので、色々な関係機関との連携もご検討いただいて、運用していただいたほうがよいと思います。

○児童生徒担当部長 委員会の中でも、いじめ防止検討委員会のような形でさまざまな機関と一緒に会議をする場もあります。それから、各学校においては、もちろん関係している施設などと日々連絡をとったり、あるいは、一定程度会議を設けたりしている実態もありますので、そういったところを通して、この防止法を含めて子どもの実態把握に努めていくということをより推進していきたいと思います。ありがとうございます。

○長岡教育長 この内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号につきましては、提案どおり決定いたします。

議案第3号からは、公開しないことといたしますので、傍聴される方がいらっしゃいましたら、退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開